

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定

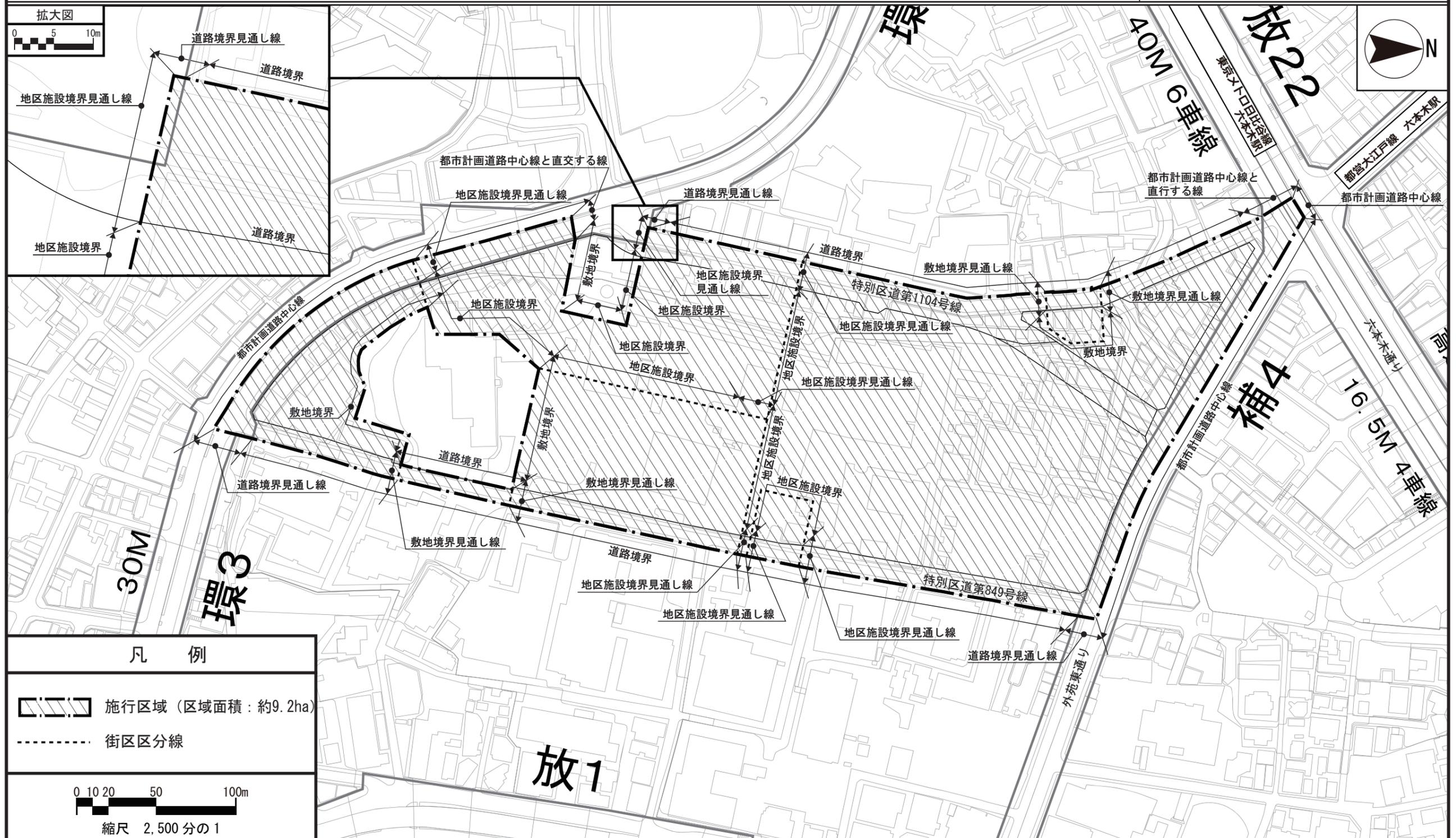
都市計画六本木五丁目西地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名 称		六本木五丁目西地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約9.2ha				
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称	規 模		備 考
		幹線街路	補助線街路第4号線	別に都市計画において定めるとおり。		一部拡幅
			拡幅道路	幅員0～5m、延長約140m		新設（補助線街路第4号線に沿って新設）
			環状第3号線	別に都市計画において定めるとおり。		整備済み
		区画道路	地区幹線道路	幅員17～18m、延長約330m		拡幅・一部新設 建築敷地と重複する区域において立体的な範囲を設定
			区画道路1号	幅員11m、延長約160m		既設（再整備）
			区画道路2号	幅員10～14m、延長約530m		一部拡幅
建築物の整備	街 区	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	高さの限度	備 考
	A-1街区	約33,300㎡	約794,500㎡ [約649,300㎡]	事務所、店舗、 ホテル、駐車場等	高層部A： 327m 中層部A： 60m 低層部A： 15m	高さの基準点は T.P.+25.0mとする。 立体道路制度を活用し建築物等の整備を行う。
	A-2街区	約430㎡	約1,000㎡ [約810㎡]	寺院	低層部B： 20m	高さの基準点は T.P.+20.5mとする。
	A-3街区	約610㎡	約1,400㎡ [約1,400㎡]	教会	低層部C： 20m	高さの基準点は T.P.+27.5mとする。
	B街区	約10,500㎡	約239,100㎡ [約149,900㎡]	共同住宅、店舗、 事務所、駐車場等	高層部B： 288m 中層部B： 65m 低層部D： 35m	高さの基準点は T.P.+22.0mとする。
	C街区	約5,600㎡	約16,900㎡ [約16,900㎡]	学校	低層部E： 35m	高さの基準点は T.P.+27.0mとする。

建築物の整備	E街区	約 3,600 m ²	約 29,200 m ² [約 18,700 m ²]	共同住宅、店舗、 駐車場等	低層部G : 35m	高さの基準点は T.P. +18.0mとする。
建築敷地の整備	街 区	建築敷地面積	整備計画			
	A-1街区	約 38,600 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・交通結節広場、駅まち広場、地区内車路、広場、緑地、歩行者通路及び歩道状空を整備する。 ・幹線街路や区画道路の道路境界線及び街区境界線から壁面を後退させる。 ・建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物はこの限りではない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 歩行者の回遊性、安全性及び利便性の向上のために設ける階段、エレベーター等及びこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの (2) 歩行者の快適性及び安全性を高めるために設けるひさし及び落下防止柵並びに防球、防音、プライバシー保護等のために設ける塀等（パネル、フェンス、ネット、腰壁等を含む。）並びにこれらに設置される屋根、柱その他これらに類するもの (3) 建築物の保安上及び管理上やむを得ない塀その他これに類するもの (4) 給排気施設の部分 (5) 教会（前面道路の境界線からの後退距離が2 m以上の部分に限る。） (6) 斜面地を支えるための建築物の部分、斜面地の安全対策に必要な土砂受け壁その他これに類するもの (7) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）による文化財の登録を受けたもの、港区文化財保護条例（昭和53年港区条例第24号）による文化財の指定を受けたもの及び文化財の保全のために必要な建築物の部分 			
	A-2街区	約 680 m ²				
	A-3街区	約 1,000 m ²				
	B街区	約 14,400 m ²				
	C街区	約 11,300 m ²				
	E街区	約 4,900 m ²				
参考	都市再生特別地区及び再開発等促進区を定める地区計画（六本木五丁目西地区）内にあり					

「施行区域、公共施設の配置、街区の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」
 理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、国際性豊かな魅力ある複合市街地を形成するため、第一種市街地再開発事業を決定する。

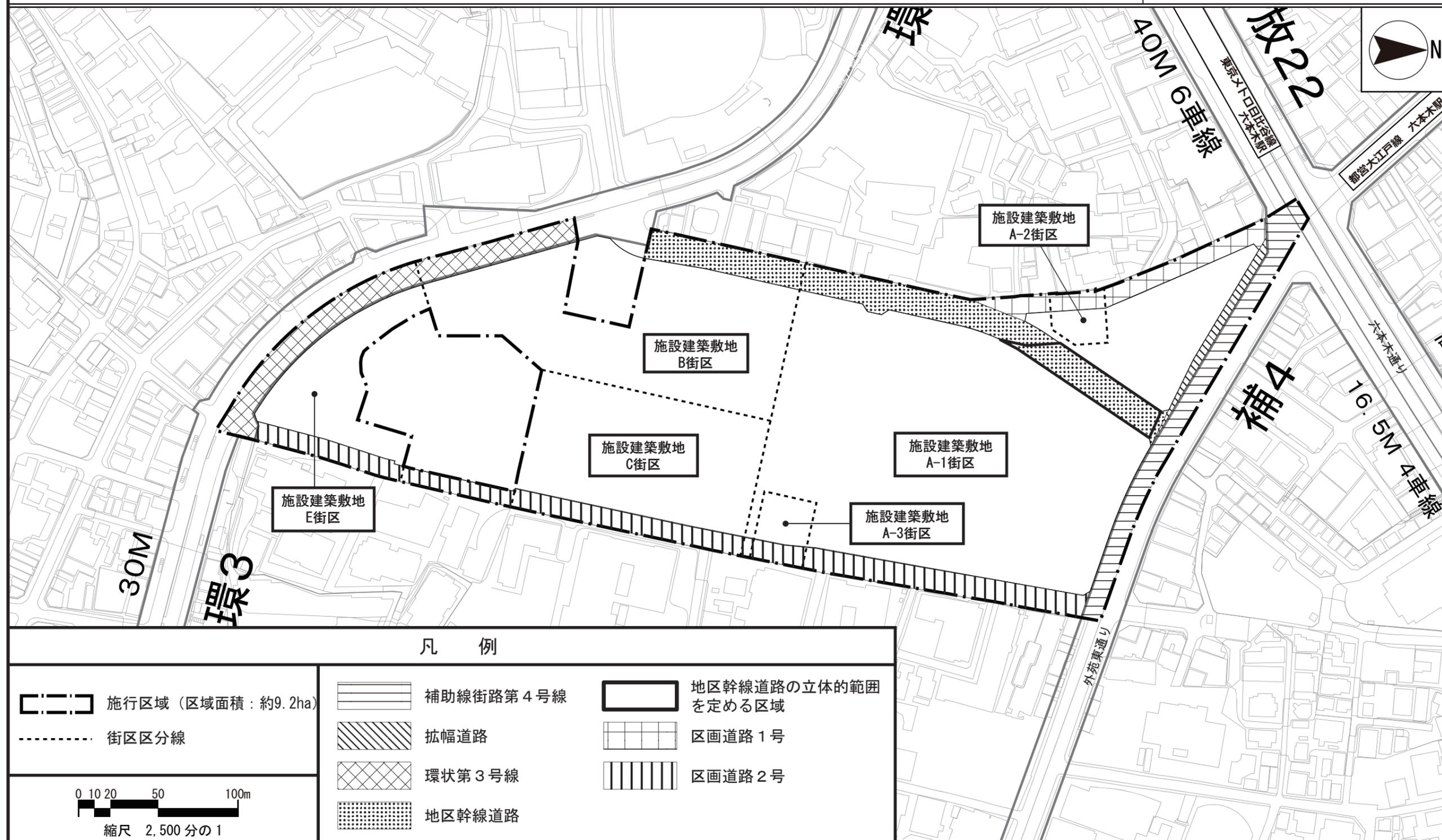
東京都市計画第一種市街地再開発事業 六本木五丁目西地区第一種市街地再開発事業 計画図 1 (施行区域図)



この地図は、東京都縮尺 2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT利許第04-103号)
(承認番号) 4都市基街都第189号、令和4年9月6日

東京都市計画第一種市街地再開発事業

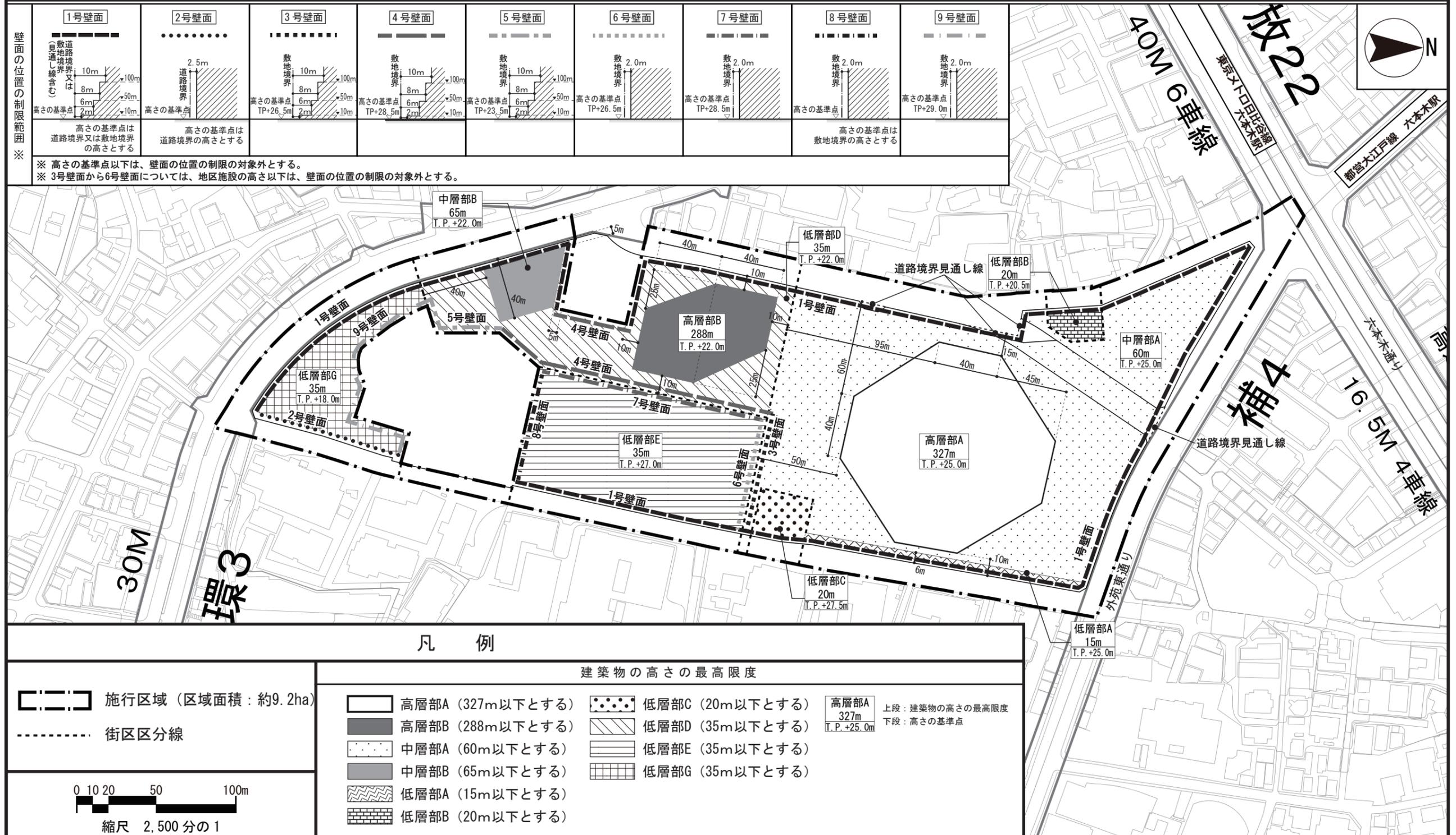
六本木五丁目西地区第一種市街地再開発事業 計画図 2 (公共施設の配置及び街区の配置図)



この地図は、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT利許第04-103号)
 (承認番号) 4都市基街都第189号、令和4年9月6日

東京都市計画第一種市街地再開発事業

六本木五丁目西地区第一種市街地再開発事業 計画図 3 (建築物の高さの限度・壁面の位置の制限図)



この地図は、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT利許第04-103号)
 (承認番号) 4都市基街都第189号、令和4年9月6日